

# 家庭系ごみ処理手数料改定のお知らせ

平成26年7月1日（火）より「家庭系ごみ処理手数料」を改定いたします。

幡多クリーンセンターでは、溶融処理施設に直接搬入される「家庭系のごみ処理手数料」を改定することとしました。

今回の改定は、県内主要ごみ処理施設と比較した場合、ごみ処理手数料に大きく隔たりがあり、ごみ処理手数料を改定し、ごみ処理経費の7割程度をご負担いただくものです。

これは、県内他施設のごみ処理手数料を勘案するとともに、直接持ち込まれる家庭ごみの多くが100Kgを越える臨時的な大量ごみであることから、当施設を利用される方の「利用（受益）者負担」の考え方に基づき、料金改定するものです。これまでと同様に安定、かつ継続的にごみ処理を維持するため、ご理解をお願いいたします。

## ▽家庭から生じたごみの手数料改正内容（施設直接搬入）

区 分	改 定 後 (平成26年7月1日から)	改 定 前 (平成26年6月30日まで)
家庭系ごみ (家庭系ごみ一般廃棄物)	130 円 (10Kgまでごとに)	50 円 (10Kgまでごとに)

☆分別された資源物（ペットボトル、飲料紙パック、ダンボール、新聞等紙類ほか）は、引き続き、無料です。ごみの減量化・リサイクルに積極的に取り組んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

☆事業系ごみ処理手数料は、現行の130円/10Kgで変更ありません。

## ▽お問い合わせ先

幡多クリーンセンター  
(幡多広域市町村圏事務組合)

〒787-0776 四万十市上ノ土居1544番地  
TEL 0880-31-2600 FAX 0880-31-2626